

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第2号

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第1条 野田市事務決裁規程(昭和45年野田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4行政管理課の項の次に次のように加える。

情報政策課	軽易な自治体デジタルトランスフォーメーション及びデジタル化の実施に関すること。
-------	---

別表第4管理課の項中

「

道路、橋りょう、水路等の補修の計画に関すること	を削り、「河
-------------------------	--------

川及び水路の計画、」を「準用河川及び水路の中規模な」に改め、同項の次に次のように加える。

道路サービス課	道路施設等の中規模な補修の施工に関すること。
---------	------------------------

別表第4道路建設課の項中「計画、」を「中規模な」に改め、「施工」の次に「(補修を含む。)」を加える。

別表第6管理課の項中

事業用建設機械の運用に関すること。 側溝等の清掃計画の立案に関すること。 道路、橋りょう、水路等の補修の設計及び施工に関すること。	を削り、「河
---	--------

川及び水路の新設」を「準用河川及び水路の小規模な新設」に、「で軽易なもの」を「(補修を含む。)」に改め、同項の次に次のように加える。

道路サービス課	道路施設の小規模な補修の施工に関すること。 側溝等の清掃に関すること。 事業用建設機械の管理に関すること。
---------	---

別表第6 道路建設課の項中

「

工事及び道路保全のための交通禁止又は制限に関する こと。	を削り、「橋
---------------------------------	--------

」

りょう等の」の次に「小規模な」を加え、「で軽易なもの」を削る。

(野田市文書管理細則の一部改正)

第2条 野田市文書管理細則(昭和45年野田市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号イ中「各課頭文字」を「記号」に改める。

別表総務部の項中

「

行政管理課	野総行	を
-------	-----	---

」
「

行政管理課 情報政策課	野総行 野総情	に改め、同表土木部の項中
----------------	------------	--------------

」
「

管理課	野土管	を
-----	-----	---

」
「

管理課 道路サービス課	野土管 野土サ	に改め、同表健康子ども部
----------------	------------	--------------

」

の項中「保育課」を「子ども保育課」に改める。

(野田市職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 野田市職員被服貸与規程（昭和47年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表保健センター及び保育課に勤務する右欄の職員の項中「保育課」を「子ども保育課」に改め、同表補修事務所及び清掃管理課に勤務する右欄の職員の項中「補修事務所」を「道路サービス課」に改め、同項事務職員技術職

「

員の目中	作業服（冬上下）	を
	作業服（夏上下）	
	安全靴	
	雨衣（上下）	
	帽子	
	ゴム長靴	
	防寒服	

」

「

作業服（冬上下）	その着用が必要と認められる職員	に改める。
作業服（夏上下）		
安全靴		
雨衣（上下）		
帽子		
ゴム長靴		
防寒服		

」

（野田市庁議等の設置及び運営に関する規程の一部改正）

第4条 野田市庁議等の設置及び運営に関する規程（平成9年野田市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「行政管理課長」を「行政管理課長 情報政策課長」に、「管理課長」を「管理課長 道路サービス課長」に、「保育課長」を「子ども保育課長」に、「生涯学習課長 青少年課長」を「生涯学習課長」に改める。

(野田市人権施策推進本部設置規程の一部改正)

第5条 野田市人権施策推進本部設置規程(平成12年野田市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「行政管理課長」を「行政管理課長、情報政策課長」に、「保育課長」を「子ども保育課長」に、「生涯学習課長、青少年課長」を「生涯学習課長」に改める。

(野田市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程の一部改正)

第6条 野田市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程(平成14年野田市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政管理課長」を「情報政策課長」に改める。

第4条第2項に次の1号を加える

(5) 行政管理課長

第4条第6項中「行政管理課」を「情報政策課」に改める。

(野田市住民基本台帳ネットワークシステム入退室管理規程の一部改正)

第7条 野田市住民基本台帳ネットワークシステム入退室管理規程(平成14年野田市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行政管理課長」を「情報政策課長」に改める。

(野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部改正)

第8条 野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程(平成14年野田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「行政管理課長」を「情報政策課長」に改める。

(野田市情報セキュリティ委員会設置規程の一部改正)

第9条 野田市情報セキュリティ委員会設置規程(平成16年野田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「行政管理課長」を「情報政策課長」に改める。

第7条中「行政管理課」を「情報政策課」に改める。

別表第2中「行政管理課長」を「行政管理課長 情報政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。